



山形県公報

平成16年12月20日(月)

号 外(72)

目 次

規 則

- 技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則.....(人 事 課) ... 1
- 山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則.....(都市計画課) ... 2

企 業 局 関 係

規 程

- 山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程.....同

人 事 委 員 会 関 係

規 則

- 山形県人事委員会規則 5 - 32 (職務の級の最高号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等) 3
- 山形県人事委員会規則 4 - 1 (職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則.....同
- 山形県人事委員会規則 5 - 1 (給与の支給に関する基準と手続)等の一部を改正する規則..... 4
- 山形県人事委員会規則 6 - 2 (職員等の旅費に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則.....10
- 山形県人事委員会規則14 - 3 (県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則.....同

規 則

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第71号

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員に関する規則(昭和33年4月県規則第22号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「58歳」を「55歳」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 平成17年4月1日(以下「基準日」という。)前から引き続き給料表の適用を受ける職員(以下「在職職員」という。)のうち、基準日において55歳を超えている職員の昇給については、なお従前の例による。
- 改正後の第5条第4項本文の規定にかかわらず、在職職員のうち基準日において54歳を超え、55歳を超えていない職員については、同項本文の規定が適用されるものとした場合に昇給しないこととなる日(以下「昇給停止日」という。)後も、3回に限り、なお従前の例により改正前の第5条第1項及び第3項ただし書の規定による昇給をさせることができ、在職職員のうち基準日において51歳を超え、54歳を超えていない職員については、昇

給停止日後も、2回に限り、なお従前の例により当該昇給をさせることができ、在職職員のうち基準日において49歳を超え、51歳を超えていない職員については、昇給停止日後も、1回に限り、なお従前の例により当該昇給をさせることができる。基準日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、任用の事情等を考慮して前項又はこの項前段に規定する職員との権衡上必要があると認められる職員として知事が定める職員についても、同様とする。

山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第72号

山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号から第3号まで及び第9条第1項中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

（工作物等を保管した場合の掲示の場所）

第12条 条例第14条の2第2項第1号に規定する規則で定める場所は、工作物等（法第27条第1項に規定する工作物等をいう。以下同じ。）の置かれていた場所とする。ただし、これにより難しい場合は、工作物等の置かれていた都市公園の区域内であって、当該場所に隣接した場所、管理事務所、掲示板その他適当と認められる場所とする。

別表第2及び別記様式第1号から別記様式第3号までの規定中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第15号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年12月20日

山形県企業管理者 細 野 武 司

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（昭和29年2月県電気事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。

（寒冷地手当）

第9条の2 条例第17条第2号の管理者が指定する公署は、庄内地区水道事務所平田支所とする。

2 条例第17条第2号の管理者が定める地域は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に掲げる地域（山形県の地域を除く。）とする。

3 条例第17条第2号の管理者が指定する区域は、市町村内の町若しくは字の区域又はこれに相当する区域のうち、庄内地区水道事務所平田支所からおおむね1キロメートル以内の区域の全部又は一部が含まれる区域とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成16年11月1日から適用する。

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則 5 - 32（職務の級の最高号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等）をここに公布する。

平成16年12月20日

山形県人事委員会

委員長 古 澤 茂 堂

山形県人事委員会規則 5 - 32（職務の級の最高号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等）

（趣旨）

第1条 この規則は、山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成16年12月県条例第55号。以下「改正条例」という。）に基づき、職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「職員等」とは、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「条例」という。）第1条第1項に規定する職員等をいう。

（最高号給を超える給料月額を受ける職員等の給料月額の切替え）

第3条 改正条例附則第3項の規定により同項に規定する新級を決定される職員等のうち、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において同項に規定する旧級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員等の施行日における給料月額（以下「新給料月額」という。）は、施行日の前日においてその者が受けていた給料月額（以下「旧給料月額」という。）と同じ額とする。

（最高号給を超える給料月額を受ける職員等の期間の通算）

第4条 前条の規定により新給料月額を決定される職員等に対する施行日以後における最初の条例第6条第3項ただし書又は山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成11年12月県条例第38号）附則第8項の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間（人事委員会の定める職員等にあつては、人事委員会の定める期間）をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

（切替え等に関する特例）

第5条 この規則に定めるもののほか、切替え等に関し必要な事項は別に定めるものとし、これらにより難い場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則 4 - 1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月20日

山形県人事委員会

委員長 古 澤 茂 堂

別表第1行政職給料表適用職の項知事の項機関の欄中

地方労働委員会事務局	労働委員会事務局
------------	----------

」を」に改める。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

山形県人事委員会規則 5 - 1（給与の支給に関する基準と手続）等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年12月20日

山形県人事委員会

委員長 古 澤 茂 堂

（山形県人事委員会規則 5 - 1 の一部改正）

第 1 条 山形県人事委員会規則 5 - 1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号へ中「5級」を「4級」に改める。

第35条第1項第5号中「（第38条の2の規定により昇給期間が18月又は24月とされている職員にあつては、それぞれ9月又は12月）」を削る。

第38条第1項中「第39条第2項」を「次条」に改める。

第38条の2を削る。

第39条中第1項を削り、第2項を第1項とする。

第40条の2中「58歳」を「55歳」に、「60歳」を「57歳」に、「以後の」を「以後における」に改める。

第41条第1項中「第39条第2項」を「第39条」に改める。

第114条から第116条までを次のように改める。

（条例別表第7に掲げる地域に所在する公署との権衡上必要があると認められる公署等）

第114条 条例第22条第2号の人事委員会規則で定める公署は、別表第18に掲げる公署とする。

2 条例第22条第2号及び第23条第3項の人事委員会規則で定める地域は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に掲げる地域（山形県を除外する。）とする。

3 条例第22条第2号の人事委員会規則で定める区域は、市町村内の町若しくは字の区域又はこれに相当する区域のうち、別表第18に掲げる公署からおおむね1キロメートル以内の区域の全部又は一部が含まれる区域とする。

（その他の世帯主である職員等とみなす職員）

第115条 条例第23条第3項の単身赴任手当（条例第12条の7第1項に規定する単身赴任手当をいう。次項において同じ。）を支給される職員等で人事委員会規則で定めるものは、職員の扶養親族（条例第11条第1項の扶養親族をいう。次項及び第116条の3において同じ。）が居住する住居（当該住居が2以上ある場合にあつては、すべての当該住居）と条例別表第7に掲げる地域及び前条第2項に規定する地域の市役所又は町村役場との距離のうち最も短いもの（次項及び第116条の3第1項第3号において「最短距離」という。）が60キロメートル以上であるものとする。

2 条例第23条第3項の前項に規定する職員に準ずるものとして人事委員会規則で定めるものは、単身赴任手当を支給される職員以外の職員であつて扶養親族と同居していないもののうち、最短距離が60キロメートル以上であるものとする。

（本邦外にある職員等から除かれる職員等）

第116条 条例第23条第4項の本邦外にある職員等から除かれる人事委員会規則で定める職員等は、外国派遣職員及び条例第23条第1項に規定する扶養親族のある職員等に該当する職員とする。

2 条例第23条第4項の人事委員会規則で定める額は、零とする。

第14章中第116条の次に次の2条を加える。

（寒冷地手当の支給）

第116条の2 寒冷地手当については、職員が月の半ばにおいて次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、その月の現日数から勤務を要しない日を差し引いた日数を基礎として日割計算を行うものとする。

(1) 条例第23条第4項に定める職員等となつた場合又は当該職員等でなくなつた場合

(2) 第54条第2号に掲げる事由

2 寒冷地手当は、条例第22条に定める基準日（次項及び第4項において「基準日」という。）の属する月の給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに寒冷地手当に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

3 職員が基準日の属する月に任命権者又は会計区分を異にして異動した場合における当該基準日に係る寒冷地手当は、当該基準日に職員が所属する任命権者及び会計区分において支給する。この場合において、職員の異動が支給日前であるときは、その際支給するものとする。

4 基準日から引き続いて条例第23条第4項に定める職員等であつたものが支給日後に当該職員等でなくなつた場合には、その受けるべき寒冷地手当はその際支給する。

- 5 支給日後において条例第23条第4項に定める職員等となつたものが支給日において受けた寒冷地手当が日割計算によつて受けるべき額を超えるときは、その超える部分を返還しなければならない。
- 6 その他、寒冷地手当の支給については、給料の支給方法に準じて支給する。

（確認）

第116条の3 任命権者は、寒冷地手当を支給する場合において必要と認めるときは、職員の扶養親族の住居の所在地及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を確認するものとする。

- (1) 職員の在勤する公署が別表第18に掲げる公署である場合 当該職員の住居の所在地
 - (2) 職員の扶養親族の住居の所在地が条例別表第7に掲げる地域及び第114条第2項に規定する地域でない場合（次号に掲げる場合を除く。）当該職員が扶養親族と同居していること。
 - (3) 職員の扶養親族の住居の所在地が条例別表第7に掲げる地域及び第114条第2項に規定する地域でない場合であつて、当該職員が扶養親族と同居していないとき。最短距離が60キロメートル未満であること。
- 2 任命権者は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養親族の住居の所在地等を証明するに足る書類の提出を求めるものとする。

別表第1のイの表中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に、「地方労働委員会の」を「労働委員会の」に改める。

別表第1のへの表を次のように改める。

へ 教育職給料表(3級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	大学の助手の職務
2 級	大学の講師の職務
3 級	大学の助教授の職務
4 級	1 大学の学長の職務 2 大学の教授の職務

別表第2のへの表を次のように改める。

へ 教育職給料表(3級別資格基準表

職 種	学 歴 免 許 等	職 務 の 級		
		1 級	2 級	3 級
教 授	大 学 卒		0	9
	短 大 卒		0	12
助 教 授	大 学 卒	0	6	9
	短 大 卒	0	9	12
講 師	大 学 卒	0	6	
	短 大 卒	0	9	
助 手	大 学 卒	0		
	短 大 卒	2.5		

別表第6のへの表を次のように改める。

へ 教育職給料表(3)初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
助 手	博 士 課 程 修 了	1 級 9 号 給
	修 士 課 程 修 了	1 級 5 号 給
	大 学 卒	1 級 2 号 給

別表第 7 中

海 事 職 給 料 表	3 級	を
教 育 職 給 料 表 (1)		
教 育 職 給 料 表 (2)		
教 育 職 給 料 表 (3)		
研 究 職 給 料 表		

海 事 職 給 料 表	3 級	に改める。
教 育 職 給 料 表 (1)		
教 育 職 給 料 表 (2)		
教 育 職 給 料 表 (3)	2 級	
研 究 職 給 料 表	3 級	

別表第 7 の 2 中

10号給	14号給	9号給	11号給	を	14号給	9号給	11号給	に改める。
------	------	-----	------	---	------	-----	------	-------

別表第 9 の 2 の への表を次のように改める。

へ 教育職給料表(3)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	11,100円。ただし、2号給 9,126円、3号給 9,522円、4号給 9,922円、5号給10,350円、6号給10,773円
2 級	12,600円。ただし、1号給11,371円、2号給11,952円、3号給12,523円
3 級	13,500円。ただし、1号給12,852円
4 級	16,200円

別表第10中

地方労働委員会事務局	を	労働委員会事務局	に改める。
------------	---	----------	-------

別表第18及び別表第19を次のように改める。

別表第18

所 在 地	公 署
東田川郡立川町大字清川字花崎 1	立川町立清川小学校
東田川郡立川町大字肝煎字福地山本65	立川町立立谷沢小学校
東田川郡羽黒町大字手向字手向179 - 1	羽黒町立第一小学校
東田川郡羽黒町大字荒川字花沢 4	羽黒町立第二小学校
東田川郡羽黒町大字上野新田字二反割 1 - 2	羽黒町立第四小学校

東田川郡櫛引町大字糺代字西野834	櫛引町立櫛引東小学校糺代分校
東田川郡櫛引町大字東荒屋字竹の内212	櫛引町立櫛引南小学校
西田川郡温海町大字鼠ヶ関字横路497 - 2	温海町立鼠ヶ関小学校
西田川郡温海町大字木野俣字不動滝11 - 1	温海町立福栄小学校
西田川郡温海町大字山五十川字山崎 1	温海町立山戸小学校
飽海郡八幡町大蕨字二タ子213	八幡町立大沢小学校
飽海郡八幡町上黒川字家ノ東19 - 2	八幡町立日向小学校
飽海郡松山町大字地見興屋字前割 9 - 1	松山町立地見興屋小学校
飽海郡平田町大字北俣字上中村90	平田町立東陽小学校
飽海郡平田町大字田沢字小平34 - 2	平田町立田沢小学校
飽海郡松山町字総光寺沢12	松山町立松山中学校
東田川郡立川町大字肝煎字家ノ前14 - 1	余目警察署立谷沢警察官駐在所
飽海郡松山町大字白ヶ沢字池田通115 - 4	酒田警察署上郷警察官駐在所
飽海郡平田町大字北俣字仁助新田67 - 3	酒田警察署北俣警察官駐在所
東田川郡羽黒町大字手向字手向203 - 1	鶴岡警察署手向警察官駐在所
西田川郡温海町大字鼠ヶ関乙132 - 1	温海警察署鼠ヶ関警察官駐在所
西田川郡温海町大字木野俣乙36 - 2	温海警察署福栄警察官駐在所

別表第19 削除

別表第19の2を削る。

別表第20のイの表中

職務の級 5 級の職員	100分の15（人事委員会 が別に定める職員にあつ ては100分の20）
職務の級 4 級の職員	100分の10
職務の級 3 級の職員及び 2 級の職員（人事委員会 が定める職員に限る。）	100分の 5（職務の級 3 級の職員のうち人事委員 会が別に定める職員にあ つては100分の10）

を

職務の級 4 級の職員	100分の15（人事委員会 が別に定める職員にあつ ては100分の20）
職務の級 3 級の職員	100分の10
職務の級 2 級の職員及び 1 級の職員（人事委員会 が定める職員に限る。）	100分の 5（職務の級 2 級の職員のうち人事委員 会が別に定める職員にあ つては100分の10）

に改める。

（山形県人事委員会規則 5 - 1 の一部を改正する規則の一部改正）

第 2 条 山形県人事委員会規則 5 - 1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則（平成 7 年12月19日）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「から附則第 6 項まで」を「並びに附則第 5 項及び第 7 項」に改める。

附則第 9 項を第10項とし、第 7 項及び第 8 項を 1 項ずつ繰り下げ、第 6 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成16年12月県条例第55号）第 1 条の規定による改正後の山形県職員等の給与に関する条例（以下この項において「新条例」という。）の教育職給料表(3)の適用を受ける職員の新たに職員となった日に受ける職務の級及び号給についての前項の規定の適用については、新条例の教育職給料表(3)の職務の級の 1 級、2 級、3 級又は 4 級及びこれらの職務の級における号給を、それ

ぞれ同条の規定による改正前の山形県職員等の給与に関する条例の教育職給料表(3)の職務の級の2級、3級、4級又は5級及び当該号給と同じ号数であるこれらの職務の級における号給とみなす。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中別表第1のイの表及び別表第10の改正規定は、平成17年1月1日から、第1条中第35条第1項第5号、第38条第1項、第38条の2、第39条、第40条の2及び第41条第1項の改正規定並びに附則第6項から第9項までの規定は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）（以下「規則5-1」という。）の規定（第16条第1項第1号へ、別表第1のへの表、別表第2のへの表、別表第6のへの表、別表第7、別表第7の2、別表第9の2のへの表及び別表第20のイの表の規定を除く。）及び附則第10項から第14項までの規定は、平成16年11月1日から適用する。
（教育職給料表(3)の適用を受ける職員等の在級年数等に関する経過措置）
- 3 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成16年12月県条例第55号。以下「改正条例」という。）附則第3項の規定により改正条例の施行の日（以下「条例施行日」という。）におけるその者の職務の級を定められた職員等（以下「改正条例附則第3項適用職員等」という。）に対するこの規則による改正後の規則5-1別表第2の級別資格基準表の適用については、条例施行日の前日においてその者が属していた職務の級に同日まで引き続き在職していた期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。
- 4 改正条例附則第3項適用職員等に係る条例施行日以後の職務の級の1級上位の職務の級への昇格（条例施行日から起算して1年を経過するまでの間における規則5-1第25条の規定によるものに限る。）については、同条第3項中「現に属する職務の級に1年以上」とあるのは、「山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成16年12月県条例第55号。以下この項において「平成16年12月改正条例」という。）の施行の日の前日においてその者が属していた職務の級及び平成16年12月改正条例附則第3項の規定により定められた職務の級に通算1年以上」とする。
（教育職給料表(3)の適用を受ける職員等の条例施行日における昇格又は降格の特例）
- 5 改正条例附則第3項適用職員等のうち、条例施行日に昇格又は降格した職員等については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が条例施行日に受けることとなる給料月額を条例施行日の前日に受けていたものとみなして規則5-1第28条又は第29条の規定を適用する。
（昇給停止に関する経過措置）
- 6 改正条例附則第8項前段の人事委員会規則で定める職員等は、平成17年4月1日（以下附則第8項までにおいて「基準日」という。）において49歳を超え、55歳を超えていない職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員（以下「特例職員」という。）にあっては、基準日において51歳を超え、57歳を超えていない職員）とする。
- 7 前項の職員のうち、特例職員以外の職員で基準日において54歳を超えているものについては、55歳に達した日以後における最初の3月31日後も、3回に限り、なお従前の例により山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「条例」という。）第6条第1項又は規則5-1第39条の規定による昇給をさせることができ、基準日において51歳を超え54歳を超えていない職員（特例職員にあっては、基準日において56歳を超えている職員）については、55歳（特例職員にあっては、57歳。以下「昇給停止年齢」という。）に達した日以後における最初の3月31日後も、2回に限り、なお従前の例により当該昇給をさせることができ、基準日において51歳（特例職員にあっては、56歳）を超えていない職員については、昇給停止年齢に達した日以後における最初の3月31日後も、1回に限り、なお従前の例により当該昇給をさせることができる。ただし、昇給停止年齢に達した日以後における最初の3月31日の翌日からこの項の規定による昇給をさせようとする日までの間においてその属する職務の級又はその受ける給料月額に異動のあった職員で当該異動後の給料月額を決定する際の計算の過程においてこの項の規定による昇給をしたこととされたものその他人事委員会の定める職員については、この項の規定による昇給をさせることができない。
- 8 改正条例附則第8項後段の人事委員会規則で定める職員等は、職員等から引き続き人事交流等により給料表の適用を受けない山形県職員、国及び他の地方公共団体の公務員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者（以下「権衡職員」という。）となり、引き続き権衡職員として勤務した後基準日以後に引き続いて職員等となり、引き続いて職員等として在職している者（基準日前において職員等として在職していたことがある者で、基準日前の直近の職員等として在職していた日から当該引き続いて職員等となった日（以下「復帰日」という。）までの間において、人事交流等により権衡職員として勤務した期間を除き、職員等として在職していなかった期間がないものに限る。）のうち、基準日において49歳（特例職員にあっては、51歳）を超え改正条例第1条の規定による改

正前の条例第6条第4項に規定する年齢を超えていない職員とする。

- 9 前項の職員の昇給停止年齢に達した日以後における最初の3月31日後における昇給については、附則第7項本文の規定を準用する。ただし、復帰日が昇給停止年齢に達した日以後における最初の3月31日後である職員で当該復帰日における給料月額を決定する際の計算の過程において附則第7項又はこの項の規定による昇給をしたこととされたもの、昇給停止年齢に達した日以後における最初の3月31日の翌日からこの項の規定による昇給をさせようとする日までの間においてその属する職務の級又はその受ける給料月額に異動のあった職員で当該異動後の給料月額を決定する際の計算の過程において附則第7項又はこの項の規定による昇給をしたこととされたもの、その他人事委員会の定める職員については、この項の規定による昇給をさせることができない。

（寒冷地手当に関する経過措置）

- 10 改正条例附則第14項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 給料表の適用を受けない山形県職員
- (2) 国及び他の地方公共団体の公務員
- (3) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人の職員
- (4) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人の職員
- (5) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人の職員
- (6) 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同項に規定する公庫等職員とみなされる者
- (7) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者

- 11 改正条例附則第15項及び第16項の人事委員会規則で定める職員等は、人事委員会の定める職員以外の職員とする。

- 12 改正条例附則第17項の人事委員会規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 改正条例第1条の規定による改正後の条例（以下「改正後の条例」という。）第22条及び第23条並びに改正条例附則第10項及び第12項から第14項までの規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額が異なる地域又は改正条例附則第9項第1号に規定する旧寒冷地以外の地域への異動
- (2) 死亡又は離職により職員でなくなること。

- 13 改正条例附則第17項の人事委員会規則で定める額は、追給することとなる場合にあっては第1号に掲げる額とし、返納させることとなる場合にあっては第2号に掲げる額とする。ただし、これらの額によることが著しく不相当であると認められる場合には、任命権者が人事委員会と協議して定める額とする。

- (1) 改正条例附則第15項後段又は第16項後段の規定を適用しないとした場合、世帯等の区分の変更又は前項各号に掲げる事由（以下この項において「変更事由」という。）が生じた日の属する月の翌月（当該日が月の初日である場合には、その日の属する月。以下「事由発生の翌月等」という。）の基準日（改正後の条例第22条に規定する基準日をいう。以下同じ。）において、改正後の条例第22条及び第23条並びに改正条例附則第10項及び第12項から第14項までの規定を適用したとしたならば得られる寒冷地手当の額（以下「事由発生後の額」という。）に、事由発生の翌月等から平成17年3月までの月数（以下「残月数」という。）を乗じて得た額から、改正条例附則第15項後段又は第16項後段の規定を適用しないとした場合、事由発生の翌月等の基準日において、変更事由発生前のその者に改正後の条例第22条及び第23条並びに改正条例附則第10項及び第12項から第14項までの規定を適用したとしたならば得られる寒冷地手当の額（以下「事由発生前の額」という。）に、残月数を乗じて得た額を減じた額
- (2) 事由発生前の額に、残月数を乗じて得た額から、事由発生後の額に、残月数を乗じて得た額を減じた額

- 14 改正条例附則第18項の人事委員会規則で定める事由は、第1条の規定による改正後の規則5-1第116条の2第1項各号に掲げる事由とする。

（雑則）

- 15 附則第6項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

山形県人事委員会規則 6 - 2（職員等の旅費に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月20日

山形県人事委員会
委員長 古 澤 茂 堂

別表第 1 中

5 級 4 級 6 号給以上	4 級 5 号給以下 3 級 3 号給以上	3 級 2 号給以下 2 級 8 号給以上	2 級 7 号給以下 1 級 4 号給以上	1 級 3 号給以下	を
-------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	------------	---

4 級 3 級 6 号給以上	3 級 5 号給以下 2 級 3 号給以上	2 級 2 号給以下 1 級 8 号給以上	1 級 7 号給以下		に
-------------------	--------------------------	--------------------------	------------	--	---

改める。

別表第 1 の 2 中

教育職給料表(3)	5 級	4 級 3 級	2 級	1 級	を
-----------	-----	------------	-----	-----	---

教育職給料表(3)	4 級	3 級 2 級	1 級		に
-----------	-----	------------	-----	--	---

改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則施行の前に出発した旅行については、なお従前の例による。

山形県人事委員会規則14 - 3（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月20日

山形県人事委員会
委員長 古 澤 茂 堂

別表機関の欄中 「 地方労働委員会事務局 」 を 「 労働委員会事務局 」 に改める。

附 則

この規則は、平成17年 1 月 1 日から施行する。